

平成27年（東）第2250号 和解仲介手続申立事件

申立人 西川峰城 外7310名

被申立人 東京電力株式会社

## 主張書面（5）

平成28年9月30日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士	栗谷しのぶ
同復代理人弁護士	尾谷恒治
同	丸山輝久
同	水橋孝徳
同	清水卓
同	荒谷淑恵
同	伊藤一星
同	江口智子
同	亀岡弘敬
同	小海範亮
同	小坂誉

同	佐藤亮
同	園部秀雄
同	竹内彰志
同	戸谷景
同	永来知宙
同	福田健治
同	山口麻梨子
同	山田さくら

## 第1 はじめに

申立人らのうち、本件事故当時に妊娠していた者は、本件事故による放射能汚染に強い不安と恐怖を覚え、被ばくを避けるために、避難をはじめとする様々な被ばく回避行動に奔走した。放射線に対する感受性の高い妊婦にとって、放射線被ばくに対する不安と恐怖は甚大であり、その精神的苦痛や、生活費の増加、避難費用などの負担は決して無視することの許されるものではない。それにもかかわらず、こうした事故当時妊娠していた者の被った被害も、県境という不合理な区別によりこれまで一切賠償の対象とされてこなかった。後述するとおり、中間指針追補及び第二次追補の趣旨からしても、このような妊婦が被った被害は正当に賠償されるべきである。

そこで、本主張書面においては、まず、中間指針追補等における妊婦に対する賠償の趣旨及び位置づけを明らかにするとともに（第2）、現行法規制等において妊婦に対する放射線防護がどのように行われているかを述べることにより（第3）、妊婦に対する放射線被ばくの影響に係る社会的な一般常識を明らかにする。その上で、本申立において、平成23年3月11日から平成24年8月31日までの間に妊娠していた申立人（以下、「申立妊婦」という）らが本件事故によっていかなる精神的苦痛を受け、避難をはじめ、どのような被ばく回避行動等をとってきたか、それによってどのような負担を被ったかを具体的に立証し、この精神的苦痛が一般通常人から見て合理的なものであって、その損害に対して賠償がなされるべきであることを明らかにする（第4）。

## 第2 中間指針追補等における妊婦の損害の位置づけ

原子力賠償紛争審査会は、自主的避難等対象区域において、平成23年3月11日から平成24年8月31日までに妊娠していた女性の放射線被ばくに対する不安や恐怖を、他の大人よりも重いものとして位置づけている。まず、中間指針追補は、妊婦については、「放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること」から、比較的低線量であっても、通常時より相当程度高い放射線量による放射線被ばくに対して恐怖や不安を抱くことは合理的なものであるとして、本件事故発生時から平成23年12月末までの精神的苦痛への賠償を認めている。

また、第二次追補においても、「放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられる」ことを理由として、たとえ平成24年1月以降であっても、放射線量の客観的情報等に鑑みて、放射線被ばくに対して恐怖や不安

を抱くのが合理的であるといえるものであれば、妊婦が被った精神的苦痛等は損害賠償の対象となるとして、平成24年8月31日までの損害賠償が認められている。

中間指針追補や第二次追補が公知の事実として認めているように、妊婦や胎児の放射線への感受性が高いものであることは一般的に広く知られていることであり、たとえ低線量であってもその被ばくの影響に対して妊婦が不安と恐怖を抱くことはごく自然なことである。中間指針追補は、このような社会的な一般常識に基づいて、「比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くこと」には、一定の合理性が認められると論じている。

国際放射線防護委員会（ICRP）も、妊婦や胎児は放射線に対する感受性が成人期よりも高いとして、胎児期の放射線被ばくは、胎児の染色体を損傷し、ガンや白血病の発生確率を増大させるほか、ある一定程度以上の被ばくにおいては先天性異常や精神遅滞を引き起こすことも報告している（甲92、15～16頁）。このように科学的知見も社会的な一般常識を下支えしている。

### 第3 妊婦に対する放射線防護に関する法規制等について

妊娠している女性に対する放射線被ばくは最大限避けるべきであるという社会的な一般常識は、現行の法規制の中にも表れている。たとえば、業務において放射線を取り扱う労働者の場合、妊婦に対しては、他の者よりも特に厳しい線量限度が定められている。放射線診療従事者や放射線業務従事者に関し、法は、妊婦以外の放射線診療従事者や放射線業務従業者の一年間の実効線量限度を50ミリシーベルトとする一方で、妊娠中である女子については、妊娠がわかってから出産までの間の内部被ばくによる実効線量を1ミリシーベルト、腹部表面に受ける等価線量を2ミリシーベルトにするという厳しい基準を定めている（医療法施行規則第30条の27、電離放射線障害防止規則第6条）

また、医療の現場では、放射線検査を受ける患者についても、胎児期の無用な被ばくを避けるために、妊娠期の放射線検査は極力避けるべきであるという取り扱いがされている。放射線技師は、放射線検査を受ける者が女性であった場合は、「妊娠していますか」と尋ね、妊娠であった場合には、指示を出した医師にその旨を伝え、撮影可否の判断を聞くのが通常である。医師は、仮に放射線検査を行うとしても、検査の必要性和被ばくのリスクを慎重に検討し、撮影部位を絞り込んでエックス線を照射し、胎児がエックス線ビーム内に入らないように検査を行うなどの配慮

をするのが一般的である。ICRPもこのような指針を勧告している（甲92、42～43頁）。

このように、現行法においても、医療の現場においても、妊婦に対しては、放射線への感受性が高いことを前提とした厳格な取り扱いがなされている。

#### 第4 申立妊婦らの損害について

##### 1 申立妊婦らが被った損害が合理的なものであること

###### (1) はじめに

那須地区において申立妊婦らが被った損害の内容を詳述するに先立ち、その損害が平均的・一般的な人を基準として合理性を有しているものであり、賠償が認められるべきであることを、中間指針追補等の考え方に基づいて明らかにする。

中間指針追補及び二次追補は、妊婦の精神的苦痛の合理性を有していると判断するにあたって、その地域における放射線量が「通常時より相当程度高い」ものであったかという放射線量に関する情報を重要な判断要素として掲げている。原発事故直後の混乱状況から一定程度事態が収束した時点では、とりわけ自らが居住する地域の放射線量がどの程度高かったか、地元の農水産物等の食品に含まれる本件事故由来の放射性物質の量がどの程度のものであったかといった客観的情報が恐怖と不安の源泉になる。このことは申立人らの主張書面（1）においても詳述したとおりである。

###### (2) 那須地区の放射能汚染の実態について

那須地区が、自主的避難等対象区域と同程度の放射能に汚染されたことについては、既に本件申立書等において主張立証を尽くしてきたとおりである。たとえば、那須地区の空間線量率は、平成23年7月の時点で、那須町及び那須塩原市の大部分が毎時0.2～0.5マイクロシーベルトで、場所によっては毎時0.5～1マイクロシーベルトの部分もあり、大田原市も、毎時0.2～0.5マイクロシーベルトの地域が相当の範囲を占めていた。また、土壌汚染のレベルでいえば、那須町や那須塩原市の大部分と大田原市の北部の地表の放射性セシウムが放射線管理区域の設定基準値である1平方メートルあたり40,000ベクレルを超えていた（甲20～22）。

このように申立妊婦らが「通常より相当程度高い」放射線量下にいたことは明らかである。

### (3) 申立妊婦らが得た放射線量に関する情報

申立妊婦らは、本件事故直後から放射線被ばくに不安と恐怖を抱き、放射線に関する情報を入手するよう日々努めていた。申立妊婦らは、テレビや新聞、インターネットのほか、同世代の子どもを持つ母親との間で情報を頻繁に交換し合い（甲93の1、3）、放射線の健康影響や被ばく回避の方法をはじめとする様々な情報を得、お腹の中の我が子をいかに守るかに日々苦心していた。

放射能汚染に関する情報については、平成23年3月26日に下野新聞の一面で、栃木県産の農産物から基準値を超える放射性物質が検出されたことが報道され（甲94の1）、同日、同新聞で、宇都宮市の水道水で乳児の摂取基準を超える放射性物質が検出されたことも発表された（甲94の2）。3月26日頃から下野新聞の社会欄で県内の放射線量も掲載されるようになった（甲94の2）。

また、同年5月2日から、那須町は、町内全小中学校及び全保育園の放射線量の測定を開始し、その数値を町のホームページで即日公表するようになった（甲94の3）。

同年5月21日には、下野新聞が、栃木県及び県教育委員会が同月13日から19日までの間に実施した県内の学校、幼稚園、保育所等の放射線量を公表した（甲94の4）。なお、この数値の結果が、那須町では平均毎時0.90マイクロシーベルト、那須塩原市では平均毎時0.82マイクロシーベルト、大田原市では平均毎時0.40マイクロシーベルトで、那須塩原市の箒根中学校では毎時1.62マイクロシーベルトにもものぼるものであったことについては、申立書20頁に既述したとおりである（甲18、19）。

このように、申立妊婦を含む申立人らは、平成23年5月頃までには、那須地区における放射線量に関する客観的な情報を把握することができるようになっていた。

さらに、申立妊婦らは、子どもや自らの被ばくをできる限り避けるために、線量計を自ら購入したり、自治体等から借りるなどして、自宅付近や居住地域の空間線量を把握するようにも努力していた（甲93の2、3、4）。  
・・・そのような住民団体のひとつであった「那須希望の砦」で活動していた元放射線技師は、那須地区の本件事故後の放射線量が放射線管理区域内と同等の線量であったと報告している。同氏は、平成23年7月時点での自宅

付近の放射線量（地上1メートルで測定）をもとに追加被ばく線量を自ら計算し、福島原発事故による1年間の追加被ばく線量は外部被ばくだけで2.72ミリシーベルトとなると述べている（甲91の23）。

このような放射線量に関する情報から、申立妊婦らは、那須地区が福島県の自主的避難等対象区域と同程度に汚染されていることを知り、自主的避難等対象区域内で事故当時に妊娠していた者と同様の恐怖と不安を感じたのである。

#### （4）小括

このように、本件事故後、那須地区が通常より相当程度高い放射線量に汚染されていたこと、その汚染レベルが自主的避難等対象区域と同程度のものであったこと、申立妊婦らが平成23年5月頃からそのような放射線量に関する客観的な情報を認識していたこと、さらに、妊婦は放射線への感受性が高いことが一般的に認識されていることからすれば、申立妊婦が抱いた放射線被ばくに対する恐怖や不安や合理的なものであり、その精神的苦痛や生活費の増加分等の損害は賠償されなければならない。

## 2 妊婦が被った精神的苦痛

### （1）はじめに

申立人らは、本申立への参加に際して、本件事故によって各自がどのような被害を受けたかを、世帯ごとにアンケート（以下、「本件アンケート」という）で回答し、代理人弁護士に対して提出した。本件アンケートは平成25年末頃に書かれたものである。本件アンケートの自由記述欄には、何よりもまず子どもの健康が心配であるという申立妊婦らの切実な不安の声や、被ばくへの不安から避難などの被ばく回避行動をとり、大変な思いをしたといった生の声が多数記されている。そこで、本件アンケートのうち、申立妊婦またはその世帯の代表が回答したもので、自由記述欄に書かれたものの中から、「子どもの健康に対する不安」ないし「避難の理由・避難の苦しみ」に関わる声を抜粋して列挙し、本書面の別紙「本件アンケート妊婦世帯自由記述欄（抜粋）」として整理した。

また、4名の申立妊婦（うち避難者2名）の陳述書を作成し、同人らが被った本件事故当時の状況や被ばくに対する恐怖や不安等を詳細に明らかにした（甲93の1～4）。

以下では、これらの証拠をもとに、申立妊婦らが被った損害をより具体的に明らかにする。

仲介委員におかれては、本件申立の損害の実態を理解していただくにあたり、ぜひ申立妊婦らの生の声をお読みいただきたい。

## (2) 子どもの健康に対する不安

申立妊婦らが本件事故によって被った精神的苦痛の主たる部分は、子どもの健康に対する不安と恐怖である。妊婦の多くは、妊娠したことを喜び、これから生まれてくる我が子が健康に生まれてきてくれることを願いながら妊娠期間を過ごす。しかしながら、本件事故によって、申立妊婦の喜びと願いは被ばくに対する不安と恐怖に取って代わられることになった。・・・

## (3) 子どもの健康上の異常や疾患

本件事故後、申立妊婦やその友人等の子ども達に、健康上の異常や疾患が生じていることも、無視することのできない事実である。・・・

## 3 被ばく回避行動

本件事故後、申立妊婦らは、自らや子どもの内部被ばくや外部被ばくを回避するために様々な努力を試み、奔走した。栃木県産や福島県産の農産物は避け、牛乳を飲むのをやめる、西からの食材を購入する、生協などの宅配で放射線量が測定されたものを購入する、ミネラルウォーターを購入する、外に出ないようにする、子ども達の外遊びを制限する、マスクを着用するといった一般的な被ばく回避行動のほか、母乳の放射能汚染を懸念して、母乳育児をやむを得ず断念した者も少なくない・・・

## 4 避難について

### (1) 相当数の申立妊婦らが避難を実行したこと

申立妊婦らの中には、那須地区の放射線量の高さを懸念し、子ども達の将来を考えて、避難を実行した者も少なくない。

本件アンケートの記述を見ると、多くの者が、線量の高さや子どもの健康への影響を懸念して避難を実行していることがわかる・・・。また、一時避難ではなく、転居をしたものも少なくない・・・。一方で、那須地区は放射能汚染

地域であるという認識が薄く、家族や親せきの理解を得ることができない、経済的な支援もないなどといったことから、避難先での不安や苦勞、生活費の負担に耐えることができず、途中で避難を断念してやむを得ずに那須地区に戻った者も少なくない・・・。

・・・妊娠中に、荷物をまとめて避難の準備を行い、長距離を移動し、避難先での安定した生活を確保するということの負担は相当重いものであり、その精神的・身体的苦痛も無視することはできない。

(2) 避難をしたくてもすることができなかつた申立妊婦も少なくないこと

申立妊婦の中には、避難したいという思いを強く持っていたものの、様々な事情によって避難をすることができなかつた者も少なくない。

・・・

## 第5 結語

申立妊婦らは、本件事故によって被ばくに対する不安と恐怖を覚え、子どもが生まれるまでの不安のみならず、生まれてからも将来に子どもの健康に何らかの問題が生じてしまうのではないかという不安を常に抱えている。被ばくの健康影響はいつ顕在化するか誰にもわからず、申立妊婦らは、このような不安を一生抱え続けなければならない。このような不安は、本件事故がなければ決して背負う必要はなかつたものである。

また、申立妊婦らは、子どもを少しでも被ばくから守るために、避難を行い、西からの食材や水を購入し、様々な被ばく回避行動を試み、自ら除染をするなど、様々な経済的、精神的、身体的負担を被っている。

同様に汚染された自主的避難対象区域の妊婦に対しては、本件事故当時から平成23年12月末までの間の損害として40万円、平成24年1月から同年8月31日までの間の損害として12万円の賠償が支払われている。もし、那須地区の申立妊婦らにこの賠償金が東京電力から支払われていれば、精神的苦痛が若干でも癒されるだけではない。その賠償金があれば、経済的負担に耐えられずに避難を断念せざるを得ず、泣く泣く線量の高い自宅に戻らざるをなかつた者は、避難を続行することができる、子どもたちを被ばくから守る一心で避難を続けている者は、経済的負担が相当程度緩和される、那須地区に残っている者も、抜本的な除染などを実行することができるはずである。しかしながら、現状では、申立妊婦らは、精神的苦

痛のみならず、様々な経済的負担をも自ら背負わなければならない状態にある。子どもの健康と健やかな成長を願うことはすべての親にとって当然のことであり、子どもの健康は社会の財産でもある。何故、申立妊婦らは、福島第一原発の事故の損害を甘受しなければならないのであろうか。このような不合理な区別は到底許されるべきではない。

以上